

別紙 4

加盟国等の意見書提出の根拠条項

1 司法裁判所手続規則 (Rules of Procedure of the Court of Justice)

導入規定 (Introductory provisions)

第1条 定義 (Definitions)

1 これらの規則中では、・・・

(d) 規程 (Statute) は、E U司法裁判所規程 (the Protocol on the Statute of the Court of Justice of the European Union) を意味する。

(e) E E A協定 (EEA Agreement) は、欧州経済領域に関する協定 (the Agreement on the European Economic Area) を意味する。・・・

2 これらの規則の目的のために、・・・

(b) E F T A監視機関 (EFTA Surveillance Authority) は、E E A協定中に言及された監視機関を意味する。

第III編 先決判決のための付託 (References for a preliminary ruling)

第1章 総則 (General provisions)

第96条 先決判決手続への関与 (Participation in preliminary ruling proceedings)

1 規程 (E U司法裁判所規程) 第23条に従って、下記の者は、E U司法裁判所に対して意見書を提出する権限を有するものとする。

(a) 本案訴訟の両当事者

(b) E U加盟国 (the Member States)

(c) 欧州委員会 (the European Commission)

(d) 有効性または解釈が争われている法令を採択 (採用) した組織

(e) E E A協定の一適用分野に関する問題が先決判決のためにE U司法裁判所に付託される場合には、E E A協定の当事国であるE U加盟国以外の国、およびE F T A監視機関

(f) 当該合意がそのように (注: E U非加盟国がE U司法裁判所に対して意見書を提出する権限がある旨) 規定されており、かつE U加盟国の裁判所または法廷がE U司法裁判所に当該合意の範囲内にある問題に関する先決判決の付託をする場合には、特定の審理対象事項に関するE U理事会 (the Council) と締結された合意の当事国である、E U非加盟国

2 書面審理の手続に関与しないことは、口頭審理の手続に関与することを排除するものではない。

2 EU司法裁判所規程 (Protocol on the Statute of the Court of Justice of the European Union)

第III編 EU司法裁判所の手続 (Procedure before the Court of Justice)

第23条

EUの機能に関する条約第267条が適用される事案において、訴訟手続を中断してEU司法裁判所に事案を付託するという加盟国の裁判所または法廷の決定は、当該関係する裁判所または法廷によりEU司法裁判所に通知されるものとする。さらに、当該決定は、EU司法裁判所の登録官（書記官）によって、両当事者、EU加盟国、欧州委員会、有効性または解釈が争われた法令を採択（採用）したEUの組織、団体、事務所または代理人に通知されるものとする。

上記通知後2ヶ月間内に、両当事者、EU加盟国、欧州委員会、ならびに当てはまる場合には、有効性または解釈が争われた法令を採択（採用）した組織、団体、事務所または代理人は、EU司法裁判所に対して、主張書面（statements of case）または意見書（written observations）を提出する権限を有するものとする。

さらに、EUの機能に関する条約第267条が適用される事案において、上記の加盟国の裁判所または法廷の決定は、EU司法裁判所の登録官（書記官）によって、欧州経済領域に関する協定（the Agreement on the European Economic Area）の当事国である加盟国以外の国および当該協定に言及されているEFTA監視機関（the EFTA Surveillance Authority）に対して通知されなければならない。上記の者達は、当該協定の適用の一分野に関するものである限り、上記通知後2ヶ月間内に、EU司法裁判所に対して、主張書面または意見書を提出することができる。

EU理事会および一以上のEU非加盟国により締結された特定の審理対象事項に関する合意が、EU加盟国の裁判所または法廷がEU司法裁判所に当該合意の適用範囲内にある問題につき先決判決の付託をする場合において上記EU非加盟国が主張書面または意見書を提出する権限がある旨規定する場合には、当該問題を含むEU加盟国の裁判所または法廷の決定は、関係するEU非加盟国にも通知されなければならない。上記通知後2ヶ月間内に、上記のEU非加盟国は、EU司法裁判所に対して、主張書面または意見書を提出することができる。